

- ① 日本の国籍を有しない方（保健師職、管理栄養士職、歯科衛生士職、保育士職は除く）
- ② 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ③ 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
- ④ 受験希望団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ⑤ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方（心神耗弱を原因とするもの以外）

裏面の記入上の注意をよく読んで記入してください。